

嘉祿三年具注曆 本館所蔵

九月大建 唐 天倉南

大風

二日戊辰之 青事
孤辰九坊殿

神武天皇即位紀元
二千五百四十三年 明治十六年

明治十六年曆 本館所蔵

第117回 歴博フォーラム

陰陽師と曆

会場：国立歴史民俗博物館講堂

2023.10.7 土

12:30 ~ 16:15

東北院職人歌合 本館所蔵

応長二年仮名曆 本館所蔵

明治十一年太陽曆 本館所蔵



第117回歴博フォーラム

陰陽師と暦

日時： 2023年10月7日(土) 12:30～16:15

会場： 国立歴史民俗博物館 講堂

主催： 国立歴史民俗博物館

プログラム

- 12:30 開会の挨拶
西谷 大 (国立歴史民俗博物館・館長)
- 12:40 「陰陽師の誕生」
細井 浩志 (活水女子大学・国際文化学部・教授)
- 13:10 「渋川春海の貞享改暦」
林 淳 (愛知学院大学・文学部・客員教授)
- 13:40 「明治改暦—日本らしい暦の模索」
下村 育世 (日本学術振興会・特別研究員 PD)
- 14:10 「暦の民俗とその背景」
小池 淳一 (国立歴史民俗博物館・民俗研究系・教授)
- 14:40 休憩
- 15:00 コメント1
梅田 千尋 (京都女子大学・文学部・教授)
- 15:10 コメント2
マティアス・ハイエク (フランス国立高等研究実習院 (EPHE-PSL)・教授)
- 15:20 討論
司会 赤澤 春彦 (摂南大学・国際学部・教授)
- 16:10 閉会の挨拶
小池 淳一 (国立歴史民俗博物館・民俗研究系・教授)
- 総合司会 小池 淳一 (国立歴史民俗博物館・民俗研究系・教授)

第117回歴博フォーラム

「陰陽師と暦」

開催にあたって

小池 淳一（国立歴史民俗博物館）

この歴博フォーラム「陰陽師と暦」は、企画展示「陰陽師とは何者か—まじない、うらない、こよみをつくる—」（2023年10月3日～12月10日）の開催と連動して開催するものです。

企画展示は当館所蔵の「奈良暦師吉川家資料」を中心とした陰陽道と暦に関する最新の研究動向を具体的な資料に基づいて発信するものです。吉川家は南都（奈良）の暦師・陰陽師として長く活動し、その軌跡は900点を超す資料をたどることで解明されつつあります。本フォーラムでは、そうした調査研究の成果をふまえ、企画展示と関連づけながら、陰陽師とその重要な職掌であった暦の製作とその流布、さらには暦をめぐる文化を多角的に考えてみることにしたいと思います。

当館では、共同研究「奈良暦師吉川家文書を中心とする暦・陰陽道研究の史料基盤形成」を2018～2020年度にかけて行い、吉川家資料に加えて各地の暦・陰陽道関係資料の検討と分析をおこなってきました。その成果は日本宗教学会をはじめとする学会・研究会での研究発表や関連する研究論文を集成した『新陰陽道叢書』（全5巻、名著出版）の刊行といったかたちで発信してきましたが、ここでは改めて、歴史学、宗教学、民俗学の視点で「陰陽師と暦」について取り上げます。

暦はわたしたちをとりまく「時間」を視覚に表現したもので、過去を記録するものであると同時に作られた時点では未来を予測するものでもありました。ですから、暦あるいはカレンダーは身近でありふれたものである一方で、深遠で難解なイメージも併せ持っているように思われます。また、それにかかわってきた陰陽師は明治のはじめに廃止されて、私たちにはなじみの薄い存在になりました。このフォーラムを通じてこうした「時間」をめぐるわたしたちの歴史と文化を再考するきっかけにしていただければ幸いです。

※なお、このフォーラムは科学研究費基盤研究（C）「古代～近代陰陽道史料群の歴史の変遷と相互関係の解明」（研究代表者 梅田千尋〔京都女子大学〕）の成果報告の一部でもあります。

登壇者の紹介

ほそい ひろし
細井 浩志

活水女子大学・国際文化学部・教授

- ・『古代の天文異変と史書』（吉川弘文館／2007年）
- ・『日本史を学ぶための〈古代の暦〉入門』（吉川弘文館／2014年）
- ・『日本書紀の誕生—編纂と受容の歴史』（共編）（八木書店／2018年）
- ・『新陰陽道叢書 第1巻 古代』（共著）（名著出版／2020年）

はやし まこと
林 淳

愛知学院大学・文学部・客員教授

- ・『近世陰陽道の研究』（吉川弘文館／2005年）
- ・『天文方と陰陽道』（山川出版社／2006年）
- ・『渋川春海—失われた暦を求めて』（山川出版社／2018年）
- ・『新陰陽道叢書』全5巻（共編）（名著出版／2020～2021年）

しもむら いくよ
下村 育世

日本学術振興会・特別研究員 PD

- ・「近代日本における暦の「開化」と「復古」—神宮による頒暦制度の成立」林淳編『新陰陽道叢書 第5巻 特論』（名著出版／2021年）
- ・『明治改暦のゆくえ—近代日本における暦と神道』（ぺりかん社／2023年）
- ・「奈良弘暦者・吉川家の近代」『国立歴史民俗博物館研究報告』第240集（国立歴史民俗博物館／2023年）

こいけ じゅんいち
小池 淳一

国立歴史民俗博物館・民俗研究系・教授

- ・『陰陽道の歴史民俗学的研究』（角川学芸出版／2011年）
- ・『季節のなかの神々—歳時民俗考一』（春秋社／2015年）
- ・『新陰陽道叢書 第4巻 民俗・説話』（共著）（名著出版／2021年）

うめだ ちひろ
梅田 千尋

京都女子大学・文学部・教授

- ・『近世陰陽道組織の研究』（吉川弘文館／2009年）
- ・「近世の神道・陰陽道」『岩波講座日本歴史第12巻 近世3』（岩波書店／2014年）
- ・『新陰陽道叢書 第3巻 近世』（共著）（名著出版／2021年）

マティアス・ハイエク

フランス国立高等研究実習院（EPHE-PSL）・教授

- ・Matthias Hayek（共編）. *Japanese Journal of Religious Studies*, n°40/1. *Onmyodo in Japanese History*, Nanzan Institute for Religion and Culture, 2013
- ・「算置考—中世から近世初期までの占い師の実態を探って」、赤澤春彦編『新陰陽道叢書第2巻 中世』（名著出版／2021年）
- ・「江戸時代の占い本—馬場信武を中心に」小池淳一編『新陰陽道叢書 第4巻 民俗・説話』（名著出版／2021年）
- ・「近世前期の占いの「学術」の一側面—『簗簗』の解説書を中心に」陰陽道史研究会編『アジア遊学 278 呪術と学術の東アジア』（勉誠出版／2022年）

あかざわ はるひこ
赤澤 春彦

摂南大学・国際学部・教授

- ・『鎌倉期官人陰陽師の研究』（吉川弘文館／2011年）
- ・『新陰陽道叢書 第2巻 中世』（共著）（名著出版／2021年）
- ・「山村における病とまじない」（中央大学山村研究会編『山村は災害をどう乗り越えてきたか—山梨県早川町の古文書・民俗・景観を読み解く—』小さ子社／2023年）

陰陽師の誕生

細井 浩志 (活水女子大学)

はじめに

「陰陽師」といったとき、一般の人がイメージする陰陽師が誕生したのは、10世紀と言って良い。12世紀前半に成立した説話集「今昔物語集」に登場する安倍晴明ら陰陽師たちは、目に見えない鬼の姿を見ることができ、式神を操って相手をのろい殺し、また占いで未来を予見する、恐るべき魔術師である。こうした陰陽師たちの活躍は、実際のものとは言いがたい面がある。しかし11～12世紀の都人からすると、非常に優れた陰陽師ならここまで出来るかもしれない、という陰陽師の理想型なのだろう。この陰陽師像が成立するのは、10世紀後半から11世紀初めにかけての藤原道長らの時代とみることが出来るのである。私の報告では、この陰陽師像の成立過程について掘り下げていきたい。

1. 陰陽師の源流

中国にも「陰陽家」「陰陽師」と呼ばれる人たちがいた。やっていることは日本の陰陽師と似ている。それもそのはず、陰陽師の術法（「陰陽の道」）は、中国の術数（「数」に関わる数学も魔術も含めた術法）に淵源があるからである。ただし中国の「陰陽家」がやってきて、日本の陰陽師になったという単純な話ではない。

陰陽師が行う、占いや暦法、呪術を日本にもたらしたのは、6世紀に倭国（のちの日本）に伝来した仏教である。純粹仏教の立場では、こうした「外法」（仏教以外）の術を行うのはいかがかという見方もあろう。しかし寺院では、釈迦の降誕会や涅槃会などの行事を特定の月日に行い、行事の時刻も定める必要があった。ところが前近代の東アジアで、カレンダー（暦）は太陰太陽暦であり、現在の太陽暦のように計算が単純ではなかった。国家がしっかりしていれば、国立天文台に暦を造らせて、全国に施行できる。しかし戦乱の時代や、当時の倭国などのように国家が未成熟な場合には、国家の暦が全国に流通しない。また時計も未発達で、多くの人には正確な時刻という観念をそもそも持ち合わせていなかった。だから寺院では暦を計算し、水時計（漏刻）を造って時間を報せた。また社会に病院が整備されていないので、病人がでたら治療をするための医術や呪術も必要であった。そして仏教を広めるために、占星術を使って国難を予言して、災厄を除くために読経をし、また人々のために占って今後の指針を示し、病気を治す必要があった。そこで多くの僧侶が、これらの術法も身につけたのである。それに彼らは仏典を理解し、読経をするために、当時としては貴重な漢字運用能力や数概念を持っていた。先端的な知識としての仏教の一部として、これらの術法は朝鮮三国から倭国に伝来したのである。

2. 陰陽寮の成立と陰陽師の登場

672年に起こった、日本古代史上最大の内乱である壬申の乱に勝利した天武天皇は、唐（中国）を手本に中央集権国家である、律令国家の建設を進めた。実は天武天皇は出家経験者で、天文（＝国家占星術）、式占といった、後に陰陽師が使う術法も使って勝利を得ていた。そこで唐の太史局（＝国立天文台）をモデルとした陰陽寮という役所を設置した（天武4年〔675〕正月1日条にみえる）。そこには陰陽師や陰陽博士などが置かれたが、その多くはやはり僧侶であったと見られる。また占星台を

建て、全国に暦を頒布した。

3. 「陰陽師」という職分の成立

701年（大宝元）に「大宝律令」が施行される。その官員令（「養老律令」では職員令）陰陽寮条に陰陽師の規定があり、「^{せんげい}占筮相地」つまり占いと地相を見ることが仕事とされた。当初の陰陽師は、占い師だったのである。ところが大宝僧尼令で、僧侶が占うことを禁止するという大きな改革が行われた（理由には諸説がある）。このため占いに携わっていた僧侶たちは、還俗させられて俗人として陰陽寮所属となった。ここで僧侶とは区別される「陰陽師」という職分が生まれた。ちなみに律令で言う「陰陽師」は、陰陽寮に置かれた定員6名の官職だが、8世紀初頭の陰陽寮の勤務評定（「官人考試帳（?）」）によると、天文博士や陰陽博士の官にいる者も、陰陽師同様の占いの能力で評価がなされている。平安時代以降について、官職の陰陽師ではないのに同様の職能で朝廷に奉仕する者を、研究用語で「官人陰陽師」とよぶ。8世紀初頭の彼らが何と呼称されたかは不明だが、彼らも「官人陰陽師」とよぶことは可能である。8世紀半ば頃になると、国家の後押しもあって、主に術者の子孫が術法を伝承するようになる。世襲氏族の登場である。

陰陽師は9世紀までに、種々の占いの中でも、式占を専ら行う職業人となる。これは中国の国立天文台で、式占が重視されていたこと、そして日本の陰陽寮でも、太一式がもっとも重視されていたことによろう。太一式は唐・日本で私有禁止で（職制律玄象器物条）、日本では軍事関係など特別な重要事項の占いに使われていたと考えられる。

さらに律令国家成立は、陰陽師の活躍にとって、重要な環境整備につながった。それは都城の造営である。天武天皇は、新たな宮の建設に際して、陰陽師に地相を見させていた（『日本書紀』天武13年〔684〕2月庚辰条）。次の持統天皇の時、律令国家の首都として藤原京が造営された（694年に遷都）。それまで天皇（大王）の宮は一代ごとに移り、明確な都市空間も形成されていなかった。ところが、都城は律令国家の頭脳と言うべき場所である。主に中央北部に最高権力者である天皇のいる内裏や貴族官人が集う朝堂院、これらを含めて役人が勤務する、今日で言えば霞ヶ関にあたる大内裏があった。また役人が早朝から出勤できるように都城内の宅地が分譲された。現代で言えば公務員住宅街である。天皇や太政官から出された命令が迅速に地方に届くように、また国家を運営する税の品々を運ぶため（当時はまだ貨幣経済の発達が不十分だった）、都城から全国に官道が走った。都城ができたことで中央政府が確立して、頻りに動くことはなくなった。都城は碁盤の目のように東西南北が直線道路で区切られ、方位が明瞭な人工都市である。昔からの祭礼やタブーがないので、暦注による日の吉凶や方角禁忌が、新しい生活のルールとして貴族から支持されるようになったのだろう。そして陰陽寮が漏刻によって鳴らす時報によって、時刻という考え方も浸透した。早くも705年（慶雲2）に、35歳の官人の出仕の吉日時を、方角禁忌（八卦忌）で選んだ木簡が藤原京跡より出土している。

また都城では疫病が頻発した。律令国家の首都として、ここから官道を通して、国司や使者が頻りに行き来し、また毎年、調庸などの現物税を運ぶために地方の人々が都に上った。さらに戸籍による徴兵制が敷かれ、ある者は衛士として都に、また東国の者は防人として九州にまで行き、任期が終わると戻っていった。交通の便がよくなって人の移動速度が速くなると、病原体も移動が速くなり、疫病が流行する。人畜共通の病原体であれば、馬によっても移動をする。官道を通して都城に病原体が運ばれると、それが都で感染者を増やす。平城京は人口10万ともされる8世紀日本では最大の人口密集地で、下水施設も十分に備わっていない極めて不衛生な環境であった。こうして増えた感染者が官道を通して移動することで、疫病は全国的に拡散する。8世紀初頭には新羅の使者が持ち込んだと思われる疫病が西日本を中心に流行した。そして737年（天平9）には、遣新羅使が持ち込んだ病原体に

より貴族官人の40%近くが死亡し、政府首脳も壊滅するパンデミックが起こった。この疫病は長屋王の怨霊が引き起こしたのだという噂が流れたらしく、御霊（怨霊）信仰が成立する（この頃、疫病を起こす鬼を退治するために造られたらしい呪符木簡も見つかっている）。

8世紀の首都は時々変わった。政争や、疫病、重要な交通路である河川が、律令国家による工事などの影響で土砂が堆積したりなど、遷都の理由は様々であったが、やはり陰陽師が候補地に派遣されて地相を見た。しかし794年に桓武天皇が平安京に移ると、都はその場所に落ち着き、やがて京都へと発展する。

8世紀末頃から、神祇官の卜部と並んで、陰陽師は災害や怪異（不可思議現象）がおこった時に占うようになる。9世紀は律令国家の動揺期で、地方は乱れ、調庸未進は増え、東アジア的には超大国唐の衰退の影響で新羅も動揺し、新羅海賊がしばしば九州沿岸を襲った。そこで陰陽師の占いの存在感が増していった。

4. 陰陽師の職掌の拡大

平安時代の官人陰陽師の職務は、①占い、②呪術・祭祀、③暦日・方角禁忌の勘申とされる。②③の職能が陰陽寮に備わるのは8世紀半ばで、陰陽師が全てを行うようになるのは、8世紀末頃だと思われる。まず藤原仲麻呂政権の時（757～764年）、陰陽寮改革が進められる。陰陽師が地鎮祭を行ったり、陰陽寮が天皇に方位神の忌みや方違えを進言したりした。また呪禁師が典薬寮（国立中央病院機構）より陰陽寮に所属替えとなった。

呪禁師とは、神や霊による病気に対処する中国系の呪医で、その術は後世の陰陽師が行う術法と共通する。たとえば祓や反閏での禹歩も、呪禁師は行った（『大唐六典』巻14太医署）。8世紀の都城跡で発見される呪符木簡は、呪禁師の手になることが想定される。陰陽師に呪禁師が統合された背景には、人材の重なりが想定される。7世紀末、陰陽博士の百濟僧法蔵は、薬物である白朮を煮ている（天武14年〔686〕10月・持統6年〔692〕2月）。また701年に還俗させられて陰陽博士となった縁兄麻呂も、呪術（厭術）を行っている（長屋王家木簡）。なお中国でも病気治療に呪術的な暦日時が重視されており、先の日時木簡も呪禁師が造ったのだと思われる。当時は先端的であった中国系の術法を使える人材は多くはなかったので、律令国家が唐の制度をまねて陰陽師と呪禁師を別置したのは、人材の活用上不経済だった。陰陽師の職掌に②呪術・祭祀、③暦日・方角禁忌の勘申が加わったのは、呪禁師との統合による可能性が高い。平安時代の陰陽師が使う暦日・方角禁忌に医書（『産経』など）の影響があるのは、このためであろう。占いで神霊の意思を知る者が、その結果に基づいて祓や祭祀を執り行って対処するのは、合理的でもある。平安遷都後も疫病が定期的に起こったので、9世紀前半には、年末の行事の追儺（節分の一つの起源）で、病気を起こす疫鬼を国外追放する祭文を、陰陽師は読むこととなっている。さらに陰陽師は鬼気祭や、宮城への鬼気の侵入を防ぐ四角祭、平安京のある山城国の境界でこれを防ぐ四堺祭も行った。もともと疫神の侵入を防ぐ道饗祭や宮城四隅疫神祭、畿内堺十処疫神祭は卜部の職務であった。それが陰陽師の仕事となったのは、呪禁師との統合により、都城にふさわしい都市信仰として、陰陽師の行う陰陽の道が発展したと無関係ではないだろう。

また9世紀には穢観念の発達があり、恐らく僧侶が死者供養や遺体処理に関与するために、神々は仏法を厭うという神仏隔離思想が発達する。9世紀に律令国家の動揺に対処する呪法として、密教が導入され、朝廷で重視されるが、病気の原因が疫神などの神であった場合、密教僧に祈祷させるのは逆効果となる。そこで陰陽師が神々のために祓や祭祀を行う事例が増えていく。官人陰陽師が死霊祭祀に関わらないのもこのためだろう。

5. 陰陽道の成立

このように、官人陰陽師の職分が確立し、陰陽寮以外の官職にあたり無官だったりする者も含めて、陰陽の道で朝廷に奉仕する専門家集団が形成されると、10世紀にはこれが「陰陽道」とよばれるようになった。医術の専門家集団を「医道」と呼称したのと同じである。また術法もある程度の体系性を備えていったようである。一方、朝廷外で同様の術法を使っていた者たちも、その影響を蒙った。8世紀には政府の禁制にも拘わらず、私度僧とよばれる非合法の僧侶がいて、吉凶判断や病氣平癒祈願といった社会の要望に応じて古いや道術（道教系の術法）を行っていた。彼らが神仏隔離思想の発達にともなって、10世紀には「法師陰陽師」とよばれる存在に転身したと考えられる。法師陰陽師は、僧侶でありながら陰陽の道も駆使した。神々に対して祓・祭祀をなす場合、俗人を擬態するために、紙冠を着けて坊主頭を隠した。彼らの術法は、基本的には官人陰陽師と同じであった。また仏法も使ったらしく、民衆の要望に幅広く応えて裕福であった。逆に、官人陰陽師も法師陰陽師の影響を受けて、呪術・祭祀の数を増やしていった。特に古くから渡来人が多く、術数文化の浸透していた播磨国は、法師陰陽師が多数存在した。また、9世紀後半には官人陰陽師も輩出する（『日本三代実録』貞観6年[864]8月8日条）。こうした官人陰陽師と官人ではない陰陽師の相互影響で、陰陽の道が発展していったのだろう。院政期には、陰陽師は仏教の中観派の祖師である龍樹らを「陰陽本師」と称するようになっていた。

9世紀後半になると、史料に陰陽道祭祀の名称が具体的に載るようになる。祭祀の目的は国家的なものから貴族個人のためと幅広い。特に10世紀に入るとその数が増えるのは、社会的な背景がある。9世紀末から気候変動の影響で災害も多発し、社会は混乱する。古くからの集落が消え、郡司などの地域の有力者の多くが衰退した。こうした中で、今日の起業家に当たるとも言える富豪の輩が増え、また武士が登場して、ついには東国で平将門が新皇を名乗って自立し、西国では藤原純友が海賊を率いて国府などを襲撃する承平・天慶の乱（930～40年代）が起こった。卜部と陰陽師が怪異の意味を内裏で占う軒廊御卜という制度が整備されるのは、この頃である。また将門を倒すために密教祈祷による調伏とともに、官人陰陽師によって太一式祭が行われた。『将門記』によると式占で使う式盤の下に将門の人形を敷いたり、式占の神（式神）の名を土器に封じて神社に埋めたりして将門を呪詛したわけである。法師陰陽師も、平安貴族社会の苛烈な出世競争の渦中で、依頼を受けて相手を呪詛するために式神を封じた。陰陽師が式神を操り呪いをかけるという説話のイメージは、事実に基づく。政敵からの呪詛を跳ね返すため、陰陽師は依頼を受けて、呪詛の祓も行った。

6. 陰陽道の変質と平安期陰陽師像の完成

歴史気候学的には10世紀は半ばをピークに乾燥化が進む時代とされる。そして960年の天徳の大火以来、内裏がしばしば火事で焼失する事態を迎えた。このような不穏な社会において、災厄の原因を探り、その予兆を察する陰陽師の重要性が一段と高まった。また天徳の大火により、宮中にあった陰陽道の太一式盤が焼失して、太一式が衰退する。かわって同じ式占でも、より簡便であった六壬式が重要事項の占いにも使われるようになった。陰陽道の名門氏族が得意としたはずの太一式盤の焼失は、陰陽道の新興氏族として台頭し、六壬式を得意とした賀茂氏と安倍氏に有利に働いた。

暦道（朝廷の暦を造る専門家集団）出身の陰陽師である賀茂保憲は、村上天皇や摂関家の信頼を得て早くから頭角を現し、暦博士や陰陽頭を歴任した。そして天台僧日延が五代十国の戦乱で經典を失った中国の天台山に、日本で写した天台經典を運ぶついでに、呉越国の司天台で符天曆法を学ばせて、日本に持ち帰らせた。この符天曆法が958年に天皇に献上する七曜曆（日月五惑星の毎日の位置表で

禁制品)の造曆に採用されたことで、賀茂氏は曆道支配を強めた。またこの天体位置表を手にするこ
とで、保憲は本来専門外である天文博士となり、その後は弟子の晴明とその子孫が、天文道(国家の
ための占星術専門家集団)を支配するようになった可能性がある。保憲は晴明とともに、大火で焼失
した国家の重宝である二柄の靈劍の造り直しに際して、三公五帝祭を執り行って神靈を新しい劍に降
臨させた。また曆神である大將軍の方違えの原則が、天徳の大火直後の村上天皇の行幸時に保憲によ
って確認された。のちに陰陽道で重視される泰山府君祭も、保憲・晴明の時に登場する。こうして賀茂氏・
安倍氏による陰陽道支配の基礎が10世紀後半に造られ、11世紀には「陰陽師」と言えば賀茂氏、あ
るいは安倍氏(安倍晴明)と認識されるようになったのである。ここに、平安時代の陰陽師像が完成
したと言えよう。

主要参考文献

- ・赤澤春彦編『新陰陽道叢書 第2巻 中世』(名著出版/2021)
- ・上島享『日本中世社会の形成と王権』(名古屋大学出版会/2010)
- ・大江篤『日本古代の神と靈』(臨川書店/2007)
- ・小坂眞二「陰陽道の成立と展開」雄山閣出版編『古代史研究の最前線 第4巻 文化編(下)』(雄山閣出版/1987)
- ・小坂眞二「古代・中世の占い」村山修一他編『陰陽道叢書4 特論』(名著出版/1993)
- ・斉藤研一「紙冠をつけた法師陰陽師」『月刊百科』374(平凡社/1993)
- ・坂上康俊『律令国家の転換と「日本」』(講談社/2001)
- ・佐々木聡「初期道教経典に見える鬼神観再考」『東方宗教』141(2023)
- ・笹生衛「古代・中世の景観変化と気候変動」伊藤啓介他編『気候変動から読みなおす日本史 第4巻 気候変動と中世社会』(臨川書店/2020)
- ・繁田信一『陰陽師と貴族社会』(吉川弘文館/2004)
- ・鈴木一馨「『陰陽道』の枠組と『陰陽師』」上杉和彦編『経世の信仰・呪術』(竹林舎/2012)
- ・高田義人『平安貴族社会と技能官人』(同成社/2020)
- ・竹迫忍「符天曆による七曜曆の造曆について」『数学史研究』237(2020)
- ・中島和歌子「陰陽道における医書の重要性和色選びの独自性」『風俗史学』59(2014)
- ・福原栄太郎「天平9年の疫病とその政治的影響について」『神戸山手大学環境文化研究所紀要』4(2000)
- ・細井浩志「疾病と神仏」安田政彦編『自然災害と疾病』(竹林舎/2017)
- ・細井浩志編『新陰陽道叢書 第1巻 古代』(名著出版/2020)
- ・細井浩志「古代における晴明像の形成」林淳編『新陰陽道叢書 第5巻 特論』(名著出版/2021)
- ・細井浩志「陰陽師賀茂保憲について」坂上康俊編『古代中世の九州と交流』(高志書院/2022)
- ・細井浩志「法師陰陽師の実態とその歴史的な性格について」『史学研究』315(2023)
- ・水口幹記「陰陽道・宿曜道別立隆盛の淵源」『歴史評論』863(2022)
- ・村山修一『日本陰陽道史総説』(塙書房/1981)
- ・村山修一他編『陰陽道叢書 第1巻 古代』(名著出版/1991)
- ・山下克明『平安時代の宗教文化と陰陽道』(岩田書院/1996)
- ・山下克明『平安時代陰陽道史研究』(思文閣出版/2015)
- ・山田慶児『授時曆の道』(みすず書房/1980)

渋川春海の貞享改暦

林 淳 (愛知学院大学)

1685年から施行された貞享改暦の意義は、さまざまな方面から検討されてきた。ここでは4つの点を挙げる。第1に、823年にわたって続いた宣明暦の時代にピリオドを打った点である。古代律令時代に中国暦が伝来し、次々に使用されたが、宣明暦以後、改暦はなくなった。第2に、貞享改暦は、直接には中国における科学革命、俯瞰するならば西洋に起源を持った科学革命の影響を受けていた。渋川春海(以下、春海)は、マテオ・リッチの坤輿万国全図を見ており、望遠鏡で月や星を観察し、地球儀、天球儀を自ら作成していた。第3に、地方暦が地方ごとに制作され相違があったが、貞享改暦以降は、天文方が一元的に原版を作成して、地方暦師はそれをもとに印刷するようになった。画一化した暦の全国化は、政治・経済・情報が全国的に展開する上で貢献したことであろう。第4に、統治者の思想にかかわる。中国では皇帝が天文観測をさせ、天の意志を窺い、暦を作成した。こうした思想は「観象授時」というが、改暦を決断した保科正之、徳川綱吉にも共有されていた。

私は以上の論点をふまえて、(1) 貞享暦以降の近世の暦が農業暦であったこと、(2) 幕府天文方設置の背景、(3) 平田篤胤への影響、の3点を論じる。

(1) 農業暦としての近世の暦

丹生暦、伊勢暦が頒布数を伸ばした背景には、これらの暦を購入していた伊勢の御師の活躍があった。御師は、大麻と暦を土産にして諸国の旦那を回ったが、御師が配った暦は膨大な数になった。御師を通じてユーザーである旦那の要望が反映したと思われる。例えば貞享2年暦には「二百十日」、「八十八夜」は掲載されてなかったが、伊勢山田の三方会合が老中に対して、伊勢暦に「二百十日」、「八十八夜」を掲載させてほしいという要望を出した。結果として翌年からの暦には「二百十日」、「八十八夜」が掲載された。

享保14年暦を見ると、二十四節気が大きく柱書されている。享保13年までは、「三月せつ」「三月中」「立夏四月せつ」としか書いてなく、暦注の1つとして小さく書かれていた。二十四節気は、季節を表現し、太陽の運行に合わせた時間の区切り方である。二十四節気が強調され、太陽暦的な性格を強めた。太陽暦的な性格をもった暦は、農業暦として有効に機能したと考えられる。明治改暦において、さほど混乱なく太陽暦が日本社会に受容されたには、近世の暦がすでに太陽暦的な機能をもっていたことも一因であろう。

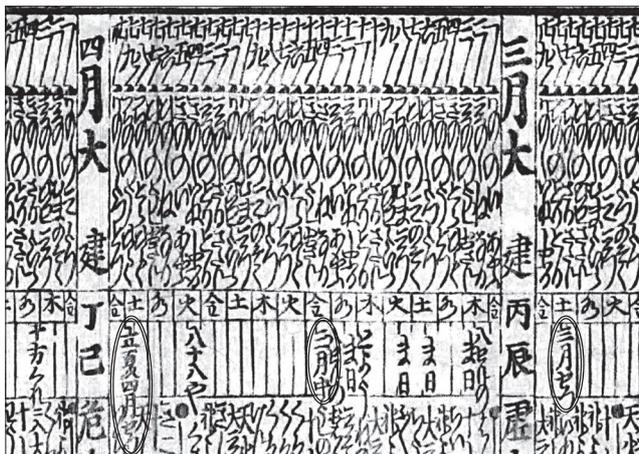


図1 享保13年暦『古暦帖』[8],
寛文9-明治5 [1669-1872] 69コマ目
国立国会図書館デジタルコレクションより

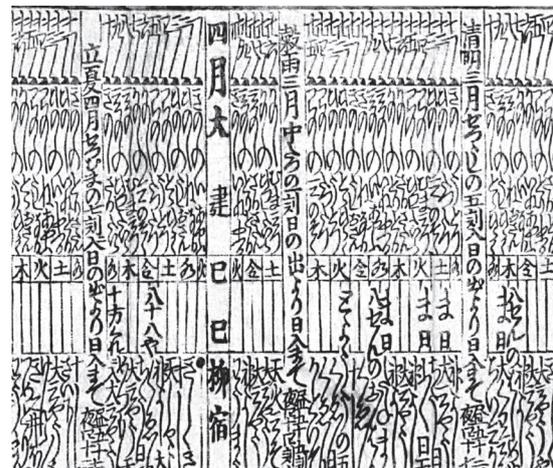


図2 享保14年暦『古暦帖』[9],
寛文9-明治5 [1669-1872] 4コマ目
国立国会図書館デジタルコレクションより

(2) 幕府天文方設置の背景

貞享改暦の立役者が春海だとすると、土御門泰福は脇役のように見える。しかし朝廷の観点から見ると、主人公は天皇からの改暦宣下を受けた陰陽頭の泰福であって、春海はその補助役であった。1683年に泰福は、将軍綱吉から陰陽師支配の朱印状をうけ、諸国の陰陽師の支配を始めた。翌年の1684年2月に、泰福は伊勢にいる陰陽師兼暦師を呼び寄せて暦法の伝授を行った。伊勢の陰陽師兼暦師は、泰福から「これからは陰陽師ではないと作暦はできない」という通告を受ける。9月になって伊勢に住む陰陽師ではない暦師（白人暦師と呼ばれる）が作暦の継続を願って、老中へ懇願する。老中は、「誰でもが作暦はできる」という見解を公にした。10月29日に改暦の宣下が出される。大経師である浜岡権之助が京都所司代・稲葉正往に対し「他の暦師の暦は差し止めて、大経師が一板で暦を刷れるようにしていただきたい」と願い出る。泰福も、京都所司代に手紙を書いて「大経師一人に刷らせれば、暦面の相違はなくなります」と述べて、大経師の立場を応援した。稲葉は、浜岡や泰福の行動に不快感を露わにして、「いまだ新暦ができてないのに、このような推挙はあってならない。土御門殿のためにもよくない」と批判した。浜岡はついに江戸町奉行にも願い出て、それを知った稲葉は激怒し、浜岡を改易処分とした。泰福は陰陽師支配を利用し、陰陽師にのみ作暦を許可しようと試み、大経師は暦の印刷の独占をめざし、両者はタッグを組んだ。12月1日に幕府は春海を天文方に任じた。泰福や浜岡が、改暦を利用して利益拡大を狙っている姿を目の当たりにし、幕府は作暦・印刷の中心を京都から切り離し江戸に移したのであった。

(3) 平田篤胤への継承

春海のアノミ学への情熱の基底には復古意識があった。『日本書紀』には神武天皇東征伝から干支がつけられている。それを根拠にして春海は、神武天皇が暦を作ったと考え、神武天皇の作った古暦法にもとづいて、神武天皇の時代から春海が生きた時代までの暦を復元した。『日本長暦』がそれであった。中国から暦が伝来する前に、日本には日本の古暦があったことを春海は証明し、日本は中国に追従した国ではなかったことを主張した。本居宣長は、春海のアノミ学を批判した。漢字すら伝わっていない時代に、干支があるはずもなく、太陰太陽暦にこだわることは意味がない。文字に書かれない自然の四季による暦（真暦）があったという。平田篤胤は『天朝無窮暦』のなかで、春海のアノミ学説と宣長説との亀裂を統合し、古暦は存在したという立場を再構築した。それによると、伊弉諾尊が作った暦は、大国主命が調整して中国に運び、中国太古の暦になったという気宇壮大な物語を構想した。中国から元嘉暦などの暦が伝来したようにみえるが、もともとは日本の暦をもとにしていた。春海が始めた「失われた古暦」という発想は、篤胤において増幅して日本の文明史的優越を語る根拠となった。春海や篤胤の議論が、明治改暦の時に作られた神武天皇の即位を国のはじまりとした紀元節につながるのか、つながらないのかは検討が必要である。

【参考文献】

・林淳『渋川春海』（山川出版社／2018年）

明治改暦—日本らしい暦の模索

下村 育世 (日本学術振興会)

はじめに

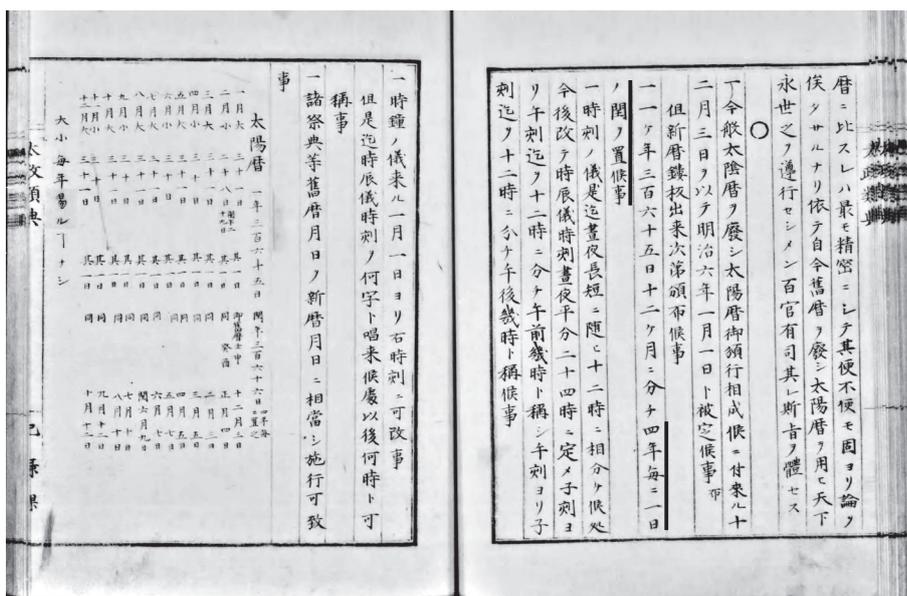
明治5年11月9日に出された明治改暦の詔書・布告には、「四年毎ニ一日ノ閏ヲ置」とのみ置閏法(閏の入れ方の規則)の記載がある。天文学者・内田正男などは、これではユリウス暦法の置閏法であり、400年に3回閏を省くというグレゴリオ暦の規約が落ちているとして、「不備」を指摘している。確かに改暦の詔書・布告には、100で割り切れるが、400で割り切れない年は平年とするとのグレゴリオ暦特有の規定は書かれていない。

現代の日本では、明治改暦でグレゴリオ暦が採用されたと通念的に理解されている。これは決して間違いとはいえないが、改暦当時において事はもう少し複雑で、政府は「太陽暦」の採用を謳ったが、グレゴリオ暦法を採用したとは明言していない。

ここでは、当時の政府が後に「不備」を指摘されるような書き方をした背景を考えてみたい。

1. 改暦の詔書・布告にある「太陽暦」とは一ユリウス暦かグレゴリオ暦か

改暦の詔書・布告にはユリウス暦やグレゴリオ暦といった暦法を特定する文言はなく、「太陽暦」とのみ記されている。「四歳毎ニ一日ノ閏ヲ置キ」とされる文言のみでは、閏日を置く年も一意的に定め切れない上に、ユリウス暦とグレゴリオ暦を峻別するメルクマールである「100で割り切れるが、400で割り切れない年は平年とする」の規定も見られない¹。とはいえ、当時の諸外国で通行



改暦の詔書・布告
『太政類典』第二編・第二卷、太 00224100、国立公文書館所蔵

との間では暦日に12日のずれが見られたが、明治改暦ではグレゴリオ暦の暦日に合わせられている。

その後、先に触れたように天文学者を中心に、改暦の詔書・布告の暦法規定には置閏法の「不備」があると指摘が続く。これについては(イ)明治改暦時、政府はグレゴリオ暦を採用したつもりであったか、(ロ)当時の政府はグレゴリオ暦の暦法を正確に理解していたかという2つの問題を考える必要

1 ユリウス暦は、古代ローマのユリウス・カエサルにより紀元前45年に採用された。しかしこの暦法では約130年に一日のずれが生じるため、ローマ教皇グレゴリオ13世は1582年に改暦の教書を発し、閏年の計算方法に変更を加えた。これまでの閏年の置き方に、100で割り切れるが、400で割り切れない年は平年とする規定を付け加えた。このように、ユリウス暦とグレゴリオ暦はいずれも太陽暦であるが、両者の暦法の間には閏の置き方に決定的な違いがある。

があるが、これまでの研究では、暦日をグレゴリオ暦に揃えたことをもって（イ）は概ね肯定されるが、（ロ）については十分な答えが得られていなかった。

先に述べたように改暦時にグレゴリオ暦と暦日を同一にしたことと、そして後述するように明らかにグレゴリオ暦法を参照したことがわかる改暦案の建白が政府に提出されていることから（市川斎宮の明治2年と5年の建白書など）、当時、グレゴリオ暦が広く知られていたことは間違いないだろう。しかしこれらは政府がグレゴリオ暦法を正確に理解していたことを決定づけるものとしてはやや弱い。

天文学者・能田忠亮によると、神武天皇即位日（後の紀元節）は、日本書紀に神武天皇の即位が「辛酉年春正月庚辰朔」と記されていることをもとに（その記述を正しいとした上で）、その当時にグレゴリオ暦があったと仮定して換算しなおして「2月11日」と得ているという。能田は2月11日を得た推算方法に注目しているが、ここではこの換算が改暦直後の明治6年に行われたことに着目したい。この推算方法は、同時期に行われた、神武天皇から孝明天皇までの歴代天皇の忌日（命日）の、太陰太陽暦から太陽暦への日取り確定などにも使用された。これら祝祭日の太陽暦への暦日推歩の方法から、改暦時の政府がグレゴリオ暦の暦法を正確に理解していたことを窺い知ることができる。考えるべきことは、政府は何故、グレゴリオ暦法について正確に理解しながら、後に「不備」を指摘されるような暦法規定の書き方をしたのかであろう。

2. 改暦の必要性の認識

明治改暦の背景については、大隈重信の『大隈伯昔日譚』（初版1895年）がしばしば引用される。大隈はその背景をいくつか挙げているが、よく知られているのは、明治政府の財政上の逼迫を理由とするものである。太陰太陽暦の明治6年には閏月があり、財政に余裕のない政府にとって官吏への月給支払いがひと月分増えることは大きな痛手で、それを避けようとして改暦したとするものである。これは明治6年から太陽暦が突然採用されたことについては一定の説得力をもつが、そもそも明治新政府に改暦をする必然性や必要性があったか否かは別の問題として考えねばならない。次頁の表は、改暦前後期の暦に関わる全国からの建白書をまとめたものである。明治2年から8年くらいまでに集中して提出されており、改暦前には改暦が前提の建白が、改暦後にはより良い改暦案の提案がなされている。市川斎宮に代表されるような改暦前に建白された案では、太陽暦の導入、日本の国体（皇紀紀元の導入など）や季節感にあった具体的な案が提起されている。また多くは年初を立春としていることも興味深い。

改暦門 制度雜考 曆	月割但シ大ノ月ハ日數三十一日小ノ月ハ日數三 十日ニシテ閏年ノ十二月ハ三十一日トナル																													
	二十 九 日 終	十九 日 終	十八 日 終	十七 日 終	十六 日 終	十五 日 終	十四 日 終	十三 日 終	十二 日 終	十一 日 終	十 日 終	九 日 終	八 日 終	七 日 終	六 日 終	五 日 終	四 日 終	三 日 終	二 日 終	正月 小	二月 小	三月 大	四月 大	五月 大	六月 大	七月 大	八月 小	九月 小	十月 小	十一月 小
二十 九 日 終	十九 日 終	十八 日 終	十七 日 終	十六 日 終	十五 日 終	十四 日 終	十三 日 終	十二 日 終	十一 日 終	十 日 終	九 日 終	八 日 終	七 日 終	六 日 終	五 日 終	四 日 終	三 日 終	二 日 終	正月 小	二月 小	三月 大	四月 大	五月 大	六月 大	七月 大	八月 小	九月 小	十月 小	十一月 小	十二月 大
十九 日 終	十八 日 終	十七 日 終	十六 日 終	十五 日 終	十四 日 終	十三 日 終	十二 日 終	十一 日 終	十 日 終	九 日 終	八 日 終	七 日 終	六 日 終	五 日 終	四 日 終	三 日 終	二 日 終	正月 小	二月 小	三月 大	四月 大	五月 大	六月 大	七月 大	八月 小	九月 小	十月 小	十一月 小	十二月 大	
十八 日 終	十七 日 終	十六 日 終	十五 日 終	十四 日 終	十三 日 終	十二 日 終	十一 日 終	十 日 終	九 日 終	八 日 終	七 日 終	六 日 終	五 日 終	四 日 終	三 日 終	二 日 終	正月 小	二月 小	三月 大	四月 大	五月 大	六月 大	七月 大	八月 小	九月 小	十月 小	十一月 小	十二月 大		
十七 日 終	十六 日 終	十五 日 終	十四 日 終	十三 日 終	十二 日 終	十一 日 終	十 日 終	九 日 終	八 日 終	七 日 終	六 日 終	五 日 終	四 日 終	三 日 終	二 日 終	正月 小	二月 小	三月 大	四月 大	五月 大	六月 大	七月 大	八月 小	九月 小	十月 小	十一月 小	十二月 大			
十六 日 終	十五 日 終	十四 日 終	十三 日 終	十二 日 終	十一 日 終	十 日 終	九 日 終	八 日 終	七 日 終	六 日 終	五 日 終	四 日 終	三 日 終	二 日 終	正月 小	二月 小	三月 大	四月 大	五月 大	六月 大	七月 大	八月 小	九月 小	十月 小	十一月 小	十二月 大				
十五 日 終	十四 日 終	十三 日 終	十二 日 終	十一 日 終	十 日 終	九 日 終	八 日 終	七 日 終	六 日 終	五 日 終	四 日 終	三 日 終	二 日 終	正月 小	二月 小	三月 大	四月 大	五月 大	六月 大	七月 大	八月 小	九月 小	十月 小	十一月 小	十二月 大					
十四 日 終	十三 日 終	十二 日 終	十一 日 終	十 日 終	九 日 終	八 日 終	七 日 終	六 日 終	五 日 終	四 日 終	三 日 終	二 日 終	正月 小	二月 小	三月 大	四月 大	五月 大	六月 大	七月 大	八月 小	九月 小	十月 小	十一月 小	十二月 大						
十三 日 終	十二 日 終	十一 日 終	十 日 終	九 日 終	八 日 終	七 日 終	六 日 終	五 日 終	四 日 終	三 日 終	二 日 終	正月 小	二月 小	三月 大	四月 大	五月 大	六月 大	七月 大	八月 小	九月 小	十月 小	十一月 小	十二月 大							
十二 日 終	十一 日 終	十 日 終	九 日 終	八 日 終	七 日 終	六 日 終	五 日 終	四 日 終	三 日 終	二 日 終	正月 小	二月 小	三月 大	四月 大	五月 大	六月 大	七月 大	八月 小	九月 小	十月 小	十一月 小	十二月 大								
十一 日 終	十 日 終	九 日 終	八 日 終	七 日 終	六 日 終	五 日 終	四 日 終	三 日 終	二 日 終	正月 小	二月 小	三月 大	四月 大	五月 大	六月 大	七月 大	八月 小	九月 小	十月 小	十一月 小	十二月 大									
十 日 終	九 日 終	八 日 終	七 日 終	六 日 終	五 日 終	四 日 終	三 日 終	二 日 終	正月 小	二月 小	三月 大	四月 大	五月 大	六月 大	七月 大	八月 小	九月 小	十月 小	十一月 小	十二月 大										
九 日 終	八 日 終	七 日 終	六 日 終	五 日 終	四 日 終	三 日 終	二 日 終	正月 小	二月 小	三月 大	四月 大	五月 大	六月 大	七月 大	八月 小	九月 小	十月 小	十一月 小	十二月 大											
八 日 終	七 日 終	六 日 終	五 日 終	四 日 終	三 日 終	二 日 終	正月 小	二月 小	三月 大	四月 大	五月 大	六月 大	七月 大	八月 小	九月 小	十月 小	十一月 小	十二月 大												
七 日 終	六 日 終	五 日 終	四 日 終	三 日 終	二 日 終	正月 小	二月 小	三月 大	四月 大	五月 大	六月 大	七月 大	八月 小	九月 小	十月 小	十一月 小	十二月 大													
六 日 終	五 日 終	四 日 終	三 日 終	二 日 終	正月 小	二月 小	三月 大	四月 大	五月 大	六月 大	七月 大	八月 小	九月 小	十月 小	十一月 小	十二月 大														
五 日 終	四 日 終	三 日 終	二 日 終	正月 小	二月 小	三月 大	四月 大	五月 大	六月 大	七月 大	八月 小	九月 小	十月 小	十一月 小	十二月 大															
四 日 終	三 日 終	二 日 終	正月 小	二月 小	三月 大	四月 大	五月 大	六月 大	七月 大	八月 小	九月 小	十月 小	十一月 小	十二月 大																
三 日 終	二 日 終	正月 小	二月 小	三月 大	四月 大	五月 大	六月 大	七月 大	八月 小	九月 小	十月 小	十一月 小	十二月 大																	
二 日 終	正月 小	二月 小	三月 大	四月 大	五月 大	六月 大	七月 大	八月 小	九月 小	十月 小	十一月 小	十二月 大																		
正月 小	二月 小	三月 大	四月 大	五月 大	六月 大	七月 大	八月 小	九月 小	十月 小	十一月 小	十二月 大																			

市川斎宮の改暦案
内閣記録局編『法規分類大全 第2』（明治24年）
国立国会図書館デジタルコレクションより
(<https://dl.ndl.go.jp/pid/994174/1/128> 128コマ目)

建白者	肩書	年月	件名	曆法	歳首	備考
津田真一郎 (津田真道)	刑法官権判事	明治2年4月	年号ヲ廃シ一元ヲ可 建ノ議			「檀原ノ 聖世 御即位ノ年ヲ以テ、元ヲ建」(神武紀元、 皇紀)の提唱。
長野卓之允	昌平学校教授試補	明治2年4月	曆ヲ改正スルノ議			「曆注」の廃止を提案。
市川斎宮	京都兵学所御用掛	明治2年6月	曆法議案	太陽曆	立春	津田の提唱した神武紀元を「至当の説」とし、皇紀を 利用した置閏法を有する曆法を提案。グレゴリオ曆へ の参照が窺える。月の日数にも言及があり、1・2・8・9・ 10・11・12月を30日、その他を31日とした。閏年 は子辰申年で、閏日は12月に置く。
		明治5年11月	(曆法改正之議)	太陽曆	立春	陸軍省から上申された改曆案。「曆法議案」(明治2年) とほぼ同一。
高橋玉城	西大路藩	明治2年11月	改曆スヘキ事			(建議書、未見。)
		明治3年6月	(昨巳年十二月月食 方位相違ニ見エ申候 趣奉建白候)			浅学の者が編曆に携わるから、「不正の曆」が通行する。 人材を選び、天体の運行と整合していない曆法の箇所 は改めるべきと建議。
広川晴軒	百姓	明治3年8月	曆法改革之事	太陽曆		太陽曆の採用の建議。「每百年去閏一日、至四百年即不 去閏日」とグレゴリオ曆の置閏法に正確な言及が見ら れ、グレゴリオ曆法を想定している。
弘鴻	士族(山口県)	明治3年8月	(改曆建議)	太陽曆	立春	神武紀元の採用。月の日数にも言及があり、1・2・8・9・ 10・11・12月を30日、その他を31日とした。閏は 約4年に一度で、12月に置かれる(市川案とほぼ同一)。
		明治7年2月	太陽曆躰度之議	太陽曆	立春	明治3年の案とほぼ同一。グレゴリオ曆法の400年に 3度閏を省く置閏法についての正確な言及がある。
宗我彦磨	士族(名東県)	明治5年9月	太陰曆ヲ廃シ太陽曆 ヲ用ヒ航海測量及外 国交際ノ便宜ヲ計ラ ンコトヲ議ス	太陽曆		太陽曆の採用を提言。日曜日を府県諸局の休日に定め るなど、外国交際の便宜を図るために外国と同一にす ることを提案。
野崎清太郎	士族(東京府)	明治5年10月	改曆建白			「曆注」の改善を提案。曆法の変更はしないことが前提 となる。
佐藤信瀨 海瀬重固	平民(浜松県) 平民(静岡県)	明治6年1月	(太陽曆御頒行ニ付 万民祖先追孝ノ方向 ヲ失ワン事ヲ患ヒ陰 陽両曆ノ便捷冊ヲ製 セン事ヲ議ス)	太陽曆		現行の太陽曆を前提とした上で、一般の人々の先祖の 祭日推算の便宜をはかるため、陽曆と陰曆を対照でき るような紙冊の提案。
坂本永寿	商(大阪府)	明治6年1月	国史略且太陽曆并幼 学等ノ儀建言			旧曆の日付を新曆上から全廃し、代わりに朔望、節季 や半夏生土用などを記すことを提案。
巻退蔵	士族(滋賀県) 神奈川縣出仕	明治6年12月	休暇日改置之儀再議			日曜休日制の採用を建議。
一万田如水	医生(熊谷県)	明治6年12月	太陽太陰合曆之建白			曆法についての具体的な言及はない。曆は庶民の生活 の便宜に適うべきで、曆面に太陰曆は必須と提言。
吉武玄敬	医(大分県)	明治7年9月	改曆国益之議	太陽曆	立春	月の日数にも言及があり、1・2・4・6・8・10・11 月を30日、その他を31日とした。閏は2月に置く。
山口逸郎	士族(名東県)	明治7年10月	正季節廃比較曆	太陽曆	立春	民心に適した曆にするために、立春歳首の曆を提案。
飯塚方	農(熊谷県)	明治7年12月	太陽曆頒行之議	太陽曆	立春	具体案はないが、配月の序を西洋の曆と同一にしく て良いとした。
天田東	農(小田県)	明治8年2月	(改曆建言之議)			庶民が旧曆を好み、新曆を厭う情実と景況の訴え。
伊藤信興	農(山城国)	明治8年3月	(曆面へ旧曆ノ下段 吉凶ヲ加度ノ議)			「曆注」の掲載を提案。
広田節郎	副戸長(名東県)	明治8年3月	(改曆ノ議)		紀元 節	月を設けず、365日を1年とする曆を提案。太陽曆の 採用を前提とする。

3. 明治改暦の性質

改暦を機に暦に掲載される事項も大幅に刷新された。それまでの暦にあった陰陽道に基づく暦注（日取りの吉凶など）が「妄誕無稽」として廃され、代わりに皇紀紀元、皇室に関わる新しい祝祭日である神武天皇即位日（後の紀元節）や天長節が登場した。さらに神武から孝明天皇までの歴代天皇の忌日や神社の例祭日なども掲載され始める。一方で人々の生活に根ざしていた五節句（人日・上巳・端午・七夕・重陽）の祝いは、時期を同じくして禁じられる。

これまでの暦はいわば「農暦」で行事と季節が適合し、人々が常日頃から参照し読まれるものであったが、改暦で採用された太陽暦はこれまでのこの性質を背景に退かせ、天皇関連の祝祭日や天皇の忌日を掲載した「天皇の暦」としての治暦へと変化させた。改暦の詔書・布告につながった塚本明毅の改暦の建議には、太陽暦の導入にあたり「耕稼ノ期ヲ誤ル恐ナキニアラ」ずとある。農業関係者には一時的に混乱を招くだろうが、3年程したら、旧暦になじむ「下民」もその便を知るだろうとする。民間の便不便は関係なく、政府の施策に対する服従を求める高飛車な姿勢を垣間見ることができよう。

こういった新しい時間秩序の導入を伴う太陽暦に対する人々の反応は芳しくなかった。「太陽暦の問答」（小川為治『開化問答 二編上』、明治7年）には、「下民」を代表する旧平が啓蒙家の開次郎に「暦は百姓が耕作する目的となるか第一の役目なる」のに暦をもとに仕事ができないと食ってかかり、太陽暦の不便さを訴える場面が登場する。また新しい祝祭日についても、旧平は、「かかる世間の人の心にもなき日を祝せんとて、政府より強て赤丸を売る看板のごとき幟や提燈を出さずはなほなほ聞えぬ理屈でござる」と厳しい。太陽暦は、その使用はもとより、国民にその祝祭日の示す時のリズムを通じた1年を送ることを浸透させるのも、その後長い年月を要することとなる。

4. キリスト教への忌避感・警戒感、「正朔」思想

改暦期には、新しい暦に対する、キリスト教暦採用への非難と、「正朔」思想からの批判があった。両者は混交しているケースが多い。

明治改暦は、未だキリスト教が禁教とされている中で断行された。キリスト教への忌避感や警戒感は根強く、改暦後、キリスト教の暦を採用したとして批判が見られた。柳田國男は、「〔改暦を〕国体論にまで結付け、毛唐の属国になったものだと極論する者まであり、耶蘇の正月を採用したと難ずるものもあった」（『明治文化史 13 風俗』1954年）とする。このようななか、政府も「耶蘇の嫌疑」がかかることへの懸念から、明治6年から日曜休日制を採用することを見送っている。明治5年11月12日、正院から諮問を受けた左院は、「暦法御改正相成候上ハ、日曜日ヲ以テ暇日ト御定候テ可然ト存候得共、耶蘇ノ嫌疑モ有、人心折合モ如何哉ニ付」と見送りを提案した（『太政類典』第二編・第四八巻）。暦とのかかわりでキリスト教に触れられたくない政府の姿勢が窺える。

また「正朔」思想による批判も強かった。儒教思想において暦（正朔）の制定は、中国の皇帝の時間支配の手段であり、皇帝が地上（空間）の統治者だけでなく、時間の管理者でもあることを示すものであった。新しい暦法の提示は皇帝の特権でもあり義務であり、新王朝の改制のシンボルであった。そして周辺国は、この新しい暦を使用することで皇帝に服従し、臣従の礼をなす。これを「正朔を奉ずる」と謂う。この暦にかかる思想が、日本においても改暦をめぐる情勢のなかで、正統性のある思想として強く意識されていたようである。明治7年に建白した飯塚方は、「或日ク、月ヲ配スルノ序、西洋ニ仍符スル、彼ノ正朔ヲ奉ズルニ似タリト」と皮肉る。また明治6年に島津久光は、新政府の政策を「洋夷之属国ト可被成形勢」とし、「嘆息流涕之外無御座候」とし、改暦を「太陽暦ト称シ西洋ノ正朔ヲ用

ラル、事」と嘆き糾弾している（『岩倉公実記』下巻、1927年）。当時、世界各地で様々な異なる暦の使用がみられ、現在のように地球規模で共通の時の秩序に従っていたわけではなかったことも、日本独自の暦の採用を構想する余地を生んでいたと言える。

それでは市川斎宮などが建議した独自の太陽暦ならばどうか。というのも、大隈のいう改暦により財政逼迫を解決するという説明は、グレゴリオ暦以外の太陽暦でも同じ効果を持つからである。また皇紀を取り入れた市川案は、日本の建国物語を表現するものであり、当時その使用を否定されるべきものではない。とはいえ、こうした独自の暦案では、西欧諸国と暦日がずれる。結果から見れば、グローバルスタンダードの暦を採用し、西欧と暦日を同一にして、外交交渉と商業上の利便性を享受することの方が、政府側の思惑としては重要だったと考えざるを得ない。

5. おわりに一何故、政府は後に「不備」を指摘されるような法令の文言にしたのか

天文学者・青木信仰は『時と暦』（1982年）のなかで、（フォントの大きさを落として）次のように述べる。

改暦の太政官達に四年毎の閏日のことしか触れられていない理由については、従来ははっきりとは説明されていないが、私見では、これはグレゴリオ暦の置閏法がはっきり知られていなかったためではなく、この特別の平年をいつにするか、すなわち、さしあたっては一九〇〇年にするか、一九四〇年にするのかの議論がまとまらなかったためではないかと思う。これを純粹の洋学派と皇学派的洋学派（？）との対立と言っては言い過ぎであろうか。（31-32頁）

青木は、グレゴリオ暦の急所である置閏法こそが論争の火種になりうることを示唆している。西暦1900年はグレゴリオ暦であれば例外的に平年となるが、皇紀では2560年で、特に区切りが良い訳ではない。一方、西暦1940年は皇紀2600年となり、区切りが良い。市川は皇紀に則って100年毎に平年を置く（ただし「2600年」を400年毎に置かれる特別の閏年とする）暦案を提起した。

グレゴリオ暦は、ローマ教皇により採用された宗教（キリスト教）暦である。暦の伝統的思想からは、この暦のそのままの使用は、西洋諸国への服従でありキリスト教に屈服することも含意した。グレゴリオ暦特有の特別の平年・閏年の算出にあたって、（実際には疑義があるが）イエス誕生を紀元とする西暦に則ることは、国内的に説明が困難であったと考えられる。政府は、論争を惹起しかねない置閏法の規定に触れることを避けたのではなかろうか。

置閏法の規定の補足訂正は、グレゴリオ暦と暦日を同一にし続けるならば、1900年より以前に行うべき必要な措置であるが、すぐさま行われなかった。そして明治31年（1898年）5月11日、勅令第90号「閏年ニ関スル件」でようやく置閏法の規定に補足が行われる。同年4月11日付の文部大臣・西園寺公望による本勅令の制定を要するとする理由書には次の一文がある（『公文類聚』第二十二編・明治三十一年・第八巻）。

明治五年壬申十一月九日ノ布告ヲ以テ、太陰暦ヲ廢シ太陽暦ヲ用ヒラル、ニ当リ、壬申十二月三日ヲ以テ明治六年一月一日ト定メラレ、爾後我暦日ハ英、仏、独等諸國ノ暦ト全ク吻合シ、露國ノ暦トハ常ニ二十日ノ差アルヲ觀レハ、此布告中ノ所謂太陽暦トハ「グレゴリヤン」暦ナルコト明白ナリ

「グレゴリヤン」暦ナルコト明白ナリ」とした上で、置閏法の規定に手を加えることとした結果が、以下の勅令となった。

神武天皇即位紀元年数ノ四ヲ以テ整除シ得ヘキ年ヲ閏年トス。但紀元年数ヨリ六百六十ヲ減シテ百ヲ以テ整除シ得ヘキモノノ中、更ニ四ヲ以テ其商ヲ整除シ得サル年ハ、平年トス

西暦の文字はどこにも見当たらないことに着目したい。そしてこれをもって日本は、法令で一切グレゴリオ暦に言及することなく正式にそれと同等の暦を採用する国となった。

【参考文献】

- ・青木信仰『時と暦』（東京大学出版会／1982年）
- ・内田正男『こよみと天文・今昔』（丸善株式会社／1981年）
- ・岡田芳朗『明治改暦一時の文明開化』（大修館書店／1994年）
- ・小島毅『天皇と儒教思想—伝統はいかに創られたのか？』（光文社／2018年）
- ・下村育世『明治改暦のゆくえ—近代日本における暦と神道』（ペリかん社／2023年）
- ・能田忠亮「2月11日について」『天界』第48巻第500号（1967年）

暦の民俗とその背景

小池 淳一 (国立歴史民俗博物館)

はじめに

ここでは暦とそれを支える民俗、あるいは暦に相当するものを生み出す生活知といった視点からの報告を試みたい。最初にこれまでの民俗研究の蓄積から自然暦を再考してみる。次いで、日本列島の海岸部、風待ち港に数多く分布する日和山をとり上げる。最後に「観天望気」を手がかりとして、民俗的な陰陽道とそれを具体化する存在について述べてみたい。

自然暦存疑

民俗学の立場から暦を考えようとする時に、よく言及されるのが自然暦である。文字文化の結晶であるかのような印象の暦に対して、民俗文化では、自然の運行とそれを観察、蓄積してきた経験とを結びつけ、「山桜が咲いたら麻を蒔かにゃならぬ」「那智山に雲がかかったら雨が降る」「雲雀が高く上れば晴天」といった短い語句や言い回しを自然暦 [川口 1943] として重視してきた。あるいは山肌に消え残る雪の形で農事の始まりを判断することも行なわれた【写真1】。

しかし、そうした日常の観察の積み重ねが、複雑に組み立てられ、支配構造のなかにある生産活動のなかで、どれほどの意味があっただろうか。少なくとも自然暦だけをよりどころや指針とした生業活動が営まれることなどなかったにちがいない。むしろ、支配層からの働きかけや、生産技術の向上志向に裏うちされた暦の感覚、暦注への関心が、民俗文化のなかにもあったのではないだろうか。そして、文字に記された暦と生活経験との往來のなかに日々の生産は行なわれたのではないだろうか。



写真1 雪形 (白馬岳のしろかき馬)
画像提供: アンテナ白馬
<https://antenna-hakuba.com/>

日和見再考

そうした民俗的な暦を考える上で、興味深いのが日和山である【写真2】。南波松太郎は全国各地の風待ち港で、海を臨み、天候を予測する場所として、高さにはこだわらない日和山が広く存在していたことに注目している。南波は全国の80をこえる日和山をたずね、方位を示す石を据え、港から観天望気をおこなうことが、近世日本における沿岸交通においては普遍的であったことを実証した [南波 1988]。

南波によれば、こうした習俗は、近世に入って海運が発展するなかで形成されたと推測されている。海上交通を安全かつ確実にを行うための経験知が発揮される場が日和山であったとするのである。

しかし、こうした日和山からの望見の背景には、小地域のなかで、天候予測をし、生活を組み立てることがそれ以前から行われ、海運交通に限らず、農林水産など自然と向き合うなりわい全般にわたることがあったに違いない。近世に発展する沿岸の海上交通に特化される以前の「日和見」を無視することはできないだろう。



写真2 新潟市日和山
画像提供：野内隆裕氏

宮田登による日和見の研究 [宮田 1992, 1996] は、これまで時間論や王権論といった面で評価されてきたが、微気象の観察の伝統という観点から再検討する余地がある。日和山のような場が内陸部にはなかったかどうか。またそうした場で、観天望気を行なうにはどういった条件が必要だったのだろうか。

報告者は岩手県二戸市似鳥で、明治から大正にかけて、約 30 年間にわたって毎年正月に、月の出を観察し続け、それを記録した文書と出会ったことがある。それは「豊凶考察の為月観察の記録」と題されていた。この文書を書き残した三上惣吉という人物は地域の篤農家というべき存在であり、さらには内陸の日和見であったと言える。興味深いのは、三上惣吉が残した記録は、自然の観察だけでなく、暦も参照し、それと似鳥の微気象とを併せ記載していたことである。[小池 2011]

東方朔—民俗から書物へ

こうした民俗のなかの観天望気の伝統、日和見を考える上で、さらに参考になるのは『東方朔置文』という暦占書である。この本は年ごとの干支によって、天候や作物の豊凶を記したものである。貞享三年（1686）に上方で刊行されたが、やがて判型を小さくし、江戸でもくりかえし出版されるようになっていった。その際にタイトルが「年中運氣日和考／東方朔秘伝置文」と改められたことに注目しておきたい【写真3】。「日和を考える」という民俗的な行為が書物のかたちとなったのである。

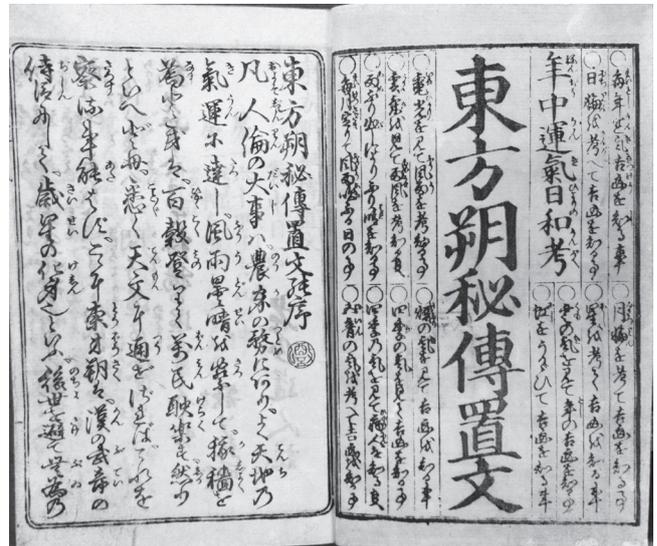


写真3 『東方朔秘伝置文』＝年中運氣日和考
個人蔵

また東方朔は庚申信仰とも結びついていた。庚申講の晩に不思議な食べ物を口にした人が、大変な長生きをすることとなり、その経験を書き記したのが「東方朔置文」だというのである。ここには干支の知識を前提として庚申信仰が広がり、その御利益として、生活に長く使うことのできる暦が生み出された、という思考を見出すことができる。

おわりに

ちいさな生活圏のなかで蓄積されてきた観天望気の経験は、文字や暦の知識と出会うことによって、より長い時間、より広い空間で用いることができるようになっていった。それは近代的な科学に裏づけられたものではなかったが、一方で身近で具体的なものであった。

観天望気の経験と文字で示された暦の記事とが補いあうことで、民俗のなかの暦は機能していたに違いない。そしてそうした判断や選択をする人びとの営みは、古代宮廷に発した陰陽道とは位相が異なるものの、自然をとらえ、未来を考えようとする点で通じ合うものがあるように思われる。

【参考・引用文献】

- ・南波松太郎『日和山』（法政大学出版局／1988）
- ・宮田登『日和見—日本王権論の試み—』（平凡社／1992）
- ・宮田登『老人と子供の民俗学』（白水社／1996）
- ・小池淳一『陰陽道の歴史民俗学的研究』（角川学芸出版／2011）
- ・川口孫治郎『自然暦』（日新書院／1943）

メモ

ご案内

【展示のご案内】

- 企画展示「陰陽師とは何者か—うらない、まじない、こよみをつくる—」
会 期：開催中～ 2023年12月10日（日）
- 第4展示室特集展示「四国遍路・文化遺産へのみちゆき」
会 期：開催中～ 2024年2月25日（日）
- 第1展示室特集展示「北の大地が育んだ古代—オホーツク文化と擦文文化—」
会 期：2023年11月14日（火）～ 2024年2月12日（月・休）

【催事のご案内】

第447回歴博講演会「陰陽道と伝承文化」

日 時：2023年11月11日（土） 13:00～15:00
講 師：国立歴史民俗博物館・民俗研究系・教授 小池 淳一
場 所：国立歴史民俗博物館 講堂
申 込：要事前申込
参 加 費：聴講無料

第448回歴博講演会「オホーツク文化とは何か—東京大学文学部と北海文化研究—」

日 時：2023年12月9日（土） 13:00～15:00
講 師：東京大学大学院・人文社会系研究科・教授 熊木 俊朗氏
場 所：国立歴史民俗博物館 講堂
申 込：要事前申込
参 加 費：聴講無料

※新型コロナウイルス感染症拡大状況により、展示・各種催事が変更・中止となることがあります。
最新の情報は当館ウェブサイト等でご確認ください。

【歴博の情報発信】

国立歴史民俗博物館の企画展示・特集展示・フォーラム・講演会等の情報は、ウェブサイト・X（旧Twitter）・YouTube・ニュースレター（メルマガ）でもご案内しています。

- ウェブサイト <https://www.rekihaku.ac.jp>
- X（旧Twitter） [@rekihaku](https://twitter.com/rekihaku)
- YouTube <https://www.youtube.com/@NMJH>
- ニュースレター ウェブサイトのトップ画面に「れきはくニュースレター」のアイコンがあり、そこから登録画面に進めます。

第117回歴博フォーラム

「陰陽師と暦」

発 行 日 2023年10月7日
編 集 ・ 発 行 国立歴史民俗博物館
〒285-8502 千葉県佐倉市城内町117
Tel. 043-486-0123（代）



9784909293206



大学共同利用機関法人 人間文化研究機構

国立歴史民俗博物館

National Museum of Japanese History